

## 東田川文化記念館利活用計画

### 第4章 利活用の基本方針（案）

「旧東田川郡役所及び郡会議事堂」は明治時代に施行された郡制の様子を具体的に表し、敷地全体が遺跡としての価値をもつ国史跡であることを重視しながら、市民や来訪者が地域の歴史を学び、施設の文化的価値を理解するとともに、地域住民が楽しみながら新しい文化を学習創造する文化拠点として親しみや魅力を感じることができるよう活用を積極的に行う。

さらに関係機関と連携した事業の展開・情報発信により地域活性化につなげる。

# 第5章 利活用

## (1) 方向性

### これまでの活用

平成6年度の活用計画により、展示機能、体験学習機能、地域住民のための文化、学習活動の発表、享受の場としてのホール機能、学習施設の一層の充実を図る図書館との複合化など、施設機能を複合化し整備され、これまで生涯学習施設として様々な事業展開により今日まで活用されてきました。

### 今回の計画の見直しのポイント

令和5年3月に国史跡指定となったことにより一層その**歴史的価値を伝える施設**にしていくこと、また、平成27年度に整備された隣接する**藤島歴史公園「Hisu花」との事業の連携、一体的な活用のための整備、時代に即したツールによる情報発信**が挙げられます。

市民各層や来訪者が利活用により本館の特徴や歴史的価値を理解し親しみやすい魅力を感じ、何度も足を運びたいような施設にしていくため、当初の活用計画をベースに新たに以下の3点を基本方針に基づき方向性として設定し進めていきます。



- 1 施設の文化的価値・地域の歴史を学び、次世代へ伝える拠点
- 2 地域住民が楽しみながら新しい文化を学習創造する生涯学習の拠点
- 3 地域と連携した事業の展開・情報発信により地域活性化につなげる

## (2) 方法

基本方針の方向性の実現のため3つのテーマ設定を行い、実践していきます。

**学ぶ・伝える**  
展示整備と学習機会の創出

【方向性1】  
施設の文化的価値・地域の歴史を学び、次世代へ伝える拠点

**五感で楽しむ**  
文化活動の拠点

【方向性2】  
地域住民が楽しみながら新しい文化を学習創造する生涯学習の拠点

**つなぐ・広げる**  
地域をあげた連携活用と魅力発信

【方向性3】  
地域と連携した事業の展開・情報発信により地域活性化につなげる